

清水銀行アプリ利用規定

清水銀行アプリご利用規定（以下「本規定」といいます。）は、清水銀行（以下「当行」といいます。）が提供するアプリケーション「清水銀行アプリ」（以下「本アプリ」といいます。）のお客さまへのご提供とお客さまのご利用の条件を定めるものです。お客さまは本規定の他、当行が別途定める各関連規定等の内容を十分に理解し、お客さまご自身の責任においてご利用ください。

第1条 本アプリについて

本アプリは、お客さまがインターネットに接続可能なスマートフォンに本アプリをインストールして利用することで、所定の各種手続きを行うことができるサービス（以下「本サービス」といいます。）を提供するためのアプリケーションです。本アプリは個人向けインターネットバンキングサービス（以下「しみずダイレクト」といいます。）の機能を利用しているため、本アプリにご登録いただいた時点でしみずダイレクトにも自動的に登録されます。

1. 利用対象者

(1) 本アプリをスマートフォンにインストールのうえ、本規定およびしみずダイレクトバンキングサービス利用規定に同意された以下の方。

①日本国内に居住する方

②満18歳以上の個人の方

③補助・保佐・後見開始の審判を受けていない方、任意後見監督人の選任がされていない方

(2) しみずダイレクトの契約がない方は、本アプリの利用登録と同時にしみずダイレクトを契約したものと取り扱います。なお、しみずダイレクトを解約された場合、本サービスを利用することはできません。

(3) 事業性の利用は本サービスの対象ではありません。

2. 利用時間

(1) 本サービスの利用時間は、当行が別途定めた時間内とします。利用時間は当行ホームページ等でご確認ください。

(2) 前号の時間内でも、臨時のシステムメンテナンス等の実施により、本サービスの全部または一部がご利用できない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

3. 利用可能な端末

本アプリを利用できる端末は、当行所定の環境にある端末（以下、「所定端末」といいます。）に限られます。ご利用環境については当行ホームページ等でご確認ください。

4. 利用料

本アプリの利用は無料です。ただし、本アプリのダウンロード（バージョンアップ等に伴うアップデートを含みます。以下同じ。）および利用にかかる通信料はお客さまのご負担となります。また、各取引の種類に応じて当行所定の手数料がかかる場合があります。

第2条 本人確認等

1. 利用登録

(1) すでに清水銀行に普通預金をお持ちの方が、本アプリを利用される場合はあらかじめお客さまが利用されるスマートフォンにて本アプリをダウンロード後、メールアドレス、お客さまご自身名義の普通預金の店番号・口座番号（すでにしみずダイレクトをご利用のお客さまは、しみずダイレクトに登録している口座番号を入力してください。）、当該口座のキャッシュカードの暗証番号、カナ氏名、生年月日、銀行届出の電話番号等、画面に指定する項目を入力してください。お客さまが入力した内容が当行に登録されている情報と一致していることを当行が確認した場合、当行はこれをお客さまからの正式な利用申し込みであるとみなし、本アプリを通じて本サービスをご利用いただくものとします。

(2) 清水銀行にお口座をお持ちでない方が、本サービスを利用される場合はあらかじめお客さまが利

用されるスマートフォンにて本アプリをダウンロード後、後記第3条8項により口座開設を行ったうえで、本アプリをご利用ください。

2. アプリ暗証番号

- (1) アプリ暗証番号は本サービスを利用するためのパスワードです。本アプリの登録時に、4～8桁の任意の数字を登録してください。登録にあたり、生年月日や電話番号、同一数字等、第三者に推測されやすい番号を指定することは避けてください。なお、アプリ暗証番号は本アプリ内に保存されます。
- (2) 2回目以降に本サービスを利用する場合は、利用の都度、アプリ暗証番号を画面の指示に従い入力してください。お客さまが入力したアプリ暗証番号と本アプリ内に保存されているアプリ暗証番号が一致することが本アプリ上で確認されることにより、本サービスを利用できます。

3. 生体認証

- (1) 生体認証機能（顔認証、指紋認証等）を利用することでアプリログイン認証の入力を省略することができます。ただし、生体認証機能は所定端末のうち生体認証機能を保有している端末に限ります。
- (2) 生体認証機能で利用するお客さまの生体認証データは、お客さまのご利用するスマートフォンに保存され、当行では保管いたしませんので、当行は生体認証データの管理責任を負いません。

4. ワンタイムパスワード

ワンタイムパスワードについては、しみずダイレクトバンキングサービス利用規定3.(1)もご参照ください。以下では本アプリに関連する事項をご案内いたします。

- (1) 本アプリを安全にご利用いただくため、以下のサービスをご利用の際はワンタイムパスワードの設定が必要です。
 - ①振込・振替
 - ②税金・各種料金の払込みサービス「Pay-easy（ペイジー）」
 - ③本アプリからしみずダイレクト各種サービス画面へのログイン
- (2) 本アプリ以外でワンタイムパスワードをご利用中の場合は、継続してご利用が可能です。ただし、本アプリのワンタイムパスワードを設定された場合、従来ご利用いただいていたワンタイムパスワードアプリはご利用できなくなります。
- (3) 本条第1項の利用登録を行わず、本アプリでワンタイムパスワード機能だけをご利用いただくことができます。その場合、代表口座番号またはログインIDおよびログインパスワードの入力および電話番号認証が必要です。

5. 利用の停止および再開

- (1) 本サービス利用時にキャッシュカード暗証番号やアプリ暗証番号等を当行所定の回数を超えて連続して誤って入力された場合、本サービスの利用を停止します。この場合、本サービスを再度ご利用いただくためには、当行所定の手続きを行ってください。
- (2) 前号の手続きによっては、本アプリで保持している各種情報が消去される場合がありますが、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

第3条 本アプリのサービス内容

1. 口座情報の表示

- (1) 第2条第1項で登録した口座およびしみずダイレクトに登録された口座の残高および入出金明細を表示します。
- (2) 本アプリのトップページに表示される口座は最大20口座となります。口座一覧画面においては、しみずダイレクトに登録された全口座が表示されます。
- (3) 入出金明細は、30日前までさかのぼって確認が可能です。

2. 口座情報の登録

本アプリをインストール後に「既に口座をお持ちの方」「初めてご利用される方」ボタンをタップし、利用規約に同意のうえ、メールアドレス、口座番号を入力して認証を行い口座登録してください。

- (1) 登録できる口座は、ご利用者と同一名義の口座とします（同一店舗に限りません）。
- (2) 登録する口座は、以下のとおり取り扱います。

①しみずダイレクトを未契約の場合、口座情報の追加と同時にしみずダイレクトを契約したものと

します。この場合追加する口座をしみずダイレクトの代表口座として取り扱います。

- ②しみずダイレクトを契約済の場合、しみずダイレクトで利用する口座のうち1つを登録した場合でもしみずダイレクトで利用しているすべての口座がアプリの口座画面に表示されます。

3. 明細ダウンロード機能

対象の預金口座について、アプリ上で指定した期間に該当する入出金明細データをPDFまたはCSV形式でダウンロードできる機能を提供いたします。

(1) 対象の預金口座

本アプリに登録済の普通預金口座

(2) 表示可能な期間

最大30日。ただし、インターネットバンキングの契約状況や契約時期により、表示可能な期間は異なります。

4. 振込・振替

本サービスでは、「しみずダイレクトバンキングサービス利用規定」2.インターネットバンキングに関する事項(8)振込振替取引に定める内容を適用します。

(1) 振替

①本アプリに登録したお客さまご本人名義の預金口座間における資金移動取引を「振替」といい、当行は本サービスによりお客さまが指定した口座から振替金額を払い出しのうえ、指定の入金口座へ入金します。

②指定できる預金の種類は当行所定の内容に限るものとします。

(2) 振込

①本アプリに登録した口座から当行に開設されている他のお客さま名義の口座宛または全国銀行データ通信システム(全銀システム)に加盟の他の金融機関の国内本支店の口座への資金移動取引を「振込」といい当行は本サービスによりお客さまが指定した口座から振込金額を払い出しのうえ、指定の預金口座へ振込みます。

②指定できる預金の種類は当行所定の内容に限るものとします。

③本サービスのご利用には、本規定第2条第4項に定める「ワンタイムパスワード」に利用登録が必要です。

5. お知らせ(プッシュ通知)

本アプリでは、お客さまが利用するスマートフォン等の画面へ当行の商品・サービスに関するキャンペーンやアンケート等の情報を送信することがあります。なお、送信を希望されない場合、スマートフォンの設定により、お知らせ通知の設定をオフにしてください。

6. スマート通帳

当行所定の手続きでご登録いただいた口座の入出金明細を照会、保存およびファイル出力することができます。また、本アプリに保存された入出金明細に、任意に入力する文字等をメモ登録することができます。スマート通帳についての詳細は別途定めるスマート通帳利用規定をご確認ください。

7. 税金・各種料金の払い込み「Pay-easy(ペイジー)」

(1) 収納サービス「Pay-easy(ペイジー)」は当行所定の収納機関に対し、本アプリに登録した口座から払込資金を引き落とすことにより、税金・各種料金等の払い込みを行うサービスをいいます。

(2) 本サービスでは、「しみずダイレクトバンキングサービス利用規定」2.インターネットバンキングに関する事項(10)税金・各種料金の払い込み「Pay-easy(ペイジー)」に定める内容を適用します。

8. 口座開設

(1) 当行に口座をお持ちでない場合、本アプリから総合口座の開設申し込みができます。開設された口座を本アプリに登録することで、各種サービスをご利用いただけます。

(2) 清水みなとインターネット支店の口座開設ご希望の方についても本アプリから申し込みができます。その際は総合口座ではない、普通預金、定期預金をそれぞれ開設いたします。

(3) 本アプリより口座開設を行う際にはマイナンバーカードの読み取りが必要です。

(4) 詳しくは清水銀行アプリ口座開設機能利用規定をご確認ください。

第4条 パスワード等の管理

お客さまは、お客さまのスマートフォン等が第三者の手に渡り、パスワード等が知られた場合には、当該第三者により本サービスが不正利用されることによりお客さまの情報が外部に漏れたり、お客さまに損害が発生したりする可能性があることを十分認識した上で、お客さまの責任においてスマートフォン等およびパスワード等を厳重に管理し、これらを第三者に貸与または開示してはならないものとします。

第5条 スマートフォン等の管理

- (1) 本アプリのご利用にあたってお客さまは、本アプリをインストールしたスマートフォン等が第三者の手に渡らないように厳重に管理するものとし、紛失・盗難に遭わないように十分に注意してください。
- (2) お客さまは、本アプリをインストールしたスマートフォン等のセキュリティ対策を行ってください。不正なアプリや不審なWEBサイトの閲覧でウィルス感染や不正プログラムがインストールされる可能性があります。セキュリティ対策ソフトを導入するなど、セキュリティ対策をおすすめします。
- (3) 万が一、本アプリをダウンロードしたスマートフォン等の紛失や盗難および不正利用が発生した場合には、すみやかに当行にご連絡いただき、また、携帯電話会社にも連絡し回線停止の手続きを行ってください。
- (4) 本アプリをダウンロードしたスマートフォンの変更、売却、携帯電話会社との契約解除等の際には、必ずアプリ内のアプリ設定画面「アプリ利用解除・端末データ削除」からデータを削除してください。

第6条 サービス内容の追加・変更・中止

当行は、本サービスの内容をお客さまに事前に通知することなく追加・変更・中止することがあります。この場合、当行は実施日および実施内容等を当行ホームページや本アプリに掲載する等により告知し、実施日以降は実施後の内容により取扱うものとします。

第7条 サービスの終了

当行は、本サービスを終了することがあります。この場合、当行は本サービスの終了日を当行ホームページや本アプリに掲載する等により告知します。なお、本サービスの終了によって生じた損害について当行は一切の責任を負いません。

第8条 本サービスのご利用に際してのご注意

- (1) お客さまは、日本国政府および関連する外国政府の必要な許可を得ることなく本アプリを日本国から輸出してはなりません。
- (2) お客さまは、アプリ内のアプリ設定画面「アプリ利用解除・端末データ削除」、本アプリを初期化することができます。スマートフォン等から本アプリを削除された場合、本アプリで保持している各種情報は消去されます。削除した後に、同一のスマートフォン等で本サービスをご利用いただく場合は、再度、本アプリをダウンロードしていただいたうえで、利用登録を行っていただく必要があります。なお、これらの行為によりお客さまに生じた損害について、当行は責任を負いません。
- (3) 第三者の作成した類似アプリにご注意ください。パスワード等を抜き取る、あるいは操作によりウイルスに感染させる目的の悪意ある、本アプリと類似したアプリが公開されている可能性があります。これらのアプリを使用されると、お客さまのパスワード等やスマートフォン等の端末内の情報が漏洩する可能性があります。
- (4) 当行が本アプリの内容の全部または一部を変更または改良（以下、「バージョンアップ」といいます）した場合は、お客さまにおいて本アプリの再ダウンロードをしていただいたうえで、再度利用登録を行っていただくことが必要となる場合があります。また、お客さまのスマートフォン等の設定その他のご利用環境によっては、バージョンアップ後の本アプリがご利用になれない場合があります。

第9条 免責事項

1. 本人確認

本規定第2条により本人確認手続きを経て本サービスの提供に応じた後は、当行は利用者をお客さま本人とみなし、パスワード等に不正使用その他の事故があってもそのために生じた損害について、当行は責任を負いません。

2. 本アプリの作動に係る不具合等

本サービスのご利用に関して、本アプリの作動に係る不具合（表示情報の誤謬・逸脱、取引依頼の不能、情報漏洩等）、スマートフォン等に与える影響およびお客さまが本アプリを正常に利用できないことにより被る不利益、その他一切の不利益について、当行に故意または重大な過失がある場合を除き、当行は一切その責任を負いません。

3. 通信手段の障害等

次の各号の事由により、本サービスの取扱いに遅延、不能等があっても、これによって生じた損害について、当行は責任を負いません。

- (1) 当行または金融機関の共同システムの運営体が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、通信機器、回線およびコンピューターの障害または回線工事等のやむを得ない事由があった場合
- (2) 災害・事変、法令による制限、政府または裁判所等公的機関の措置等のやむを得ない事由があった場合
- (3) 公衆電話回線の通信経路において、盗聴等がなされたことにより、お客さまの取引情報等が漏洩した場合
- (4) 当行以外の第三者の責に帰すべき事由があった場合

4. 通信経路等

お客さまは本サービスのご利用に際し、移動体通信網、専用電話回線、インターネット等の通信経路の特性および本サービスで当行が講じる安全対策等について了承しているものとみなします。

5. 通信環境

本サービスに使用する機器（以下、「スマートフォン等」といいます）および通信媒体が正常に稼動する環境についてはお客さまの責任において確保してください。当行は、当契約によりスマートフォン等が正常に稼動することについて保証するものではありません。万一、取引機器が正常に稼動しなかったことにより取引が成立しない、または成立した場合、それにより生じた損害について当行は責任を負いません。

第10条 解約等

1. 都合解約

本サービスは、当事者の一方の都合で、通知によりいつでも解約することができます。ただし、お客さまからの解約の場合は、当行所定の方法により手続きください。

2. 解約の通知

当行の都合により本サービスを解約する場合は、届出の住所に解約の通知を行います。その場合に、その通知が住所変更等の事由によりお客さまに到達しなかったときは、通常到達すべきときに到達したものとみなします。

3. しみずダイレクトの終了による制限

本サービスをご利用中のお客さまが清水銀行アプリの口座一覧画面における代表口座を解約またはしみずダイレクトでの契約解除を行う場合、解約または解除後はすべての利用口座で、本サービスでの入出金明細等の照会ができなくなります。

4. 代表口座の解約による制限

代表口座が解約された場合、本サービスの全部または一部の利用が制限されることがあります。

5. 強制解約

- (1) お客さまが次の各号のいずれかに該当したときは、当行はいつでも、お客さまに事前に通知することなく本サービスを解約することができます。この解約によって生じた損害については、当行は一切責任を負いません。

- ア. 支払停止または破産もしくは民事再生手続開始の申立があったとき。
 - イ. 電子交換所の取引停止処分を受けたとき。
 - ウ. 住所変更の届出を怠るなどお客さまの責に帰すべき事由によって、当行においてお客さまの所在が不明となったとき。
 - エ. 当行に支払うべき所定の取扱手数料等の未払いが生じたとき。
 - オ. 1年以上にわたり「本サービス」の利用がないとき。
 - カ. お客さまの相続が開始されたとき。
 - キ. 家庭裁判所の審判により、補助・補佐・後見が開始された場合または任意後見監督人が選任されたとき。
 - ク. お客さまが本邦の居住者でなくなったとき。
 - ケ. 「本サービス」の案内等が不着あるいは受取拒否等で返却されたとき。
 - コ. お客さまが本規定その他の当行が定めた各規定に違反して不正に「本サービス」を利用する等、当行が「本サービス」を緊急に中止することを必要とする相当の事由が発生したとき。
- (2) 本サービスは次の各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、次の各号の一にでも該当し、お客さまとの取引を継続することが不適切である場合には、お客さまに通知することにより解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じた場合には、その損害額をお支払いいただきます。当行が解約の通知を届出の住所にあてて発信した場合に、その通知が延着したときまたは到達しなかったときは、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

- ア. お客さまが、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当したことが判明した場合
 - A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- イ. お客さまが、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
 - E. その他前各号に準ずる行為

第11条 規定の準用

- (1) 本規定に定めのない事項については、スマート通帳利用規定、清水銀行アプリ口座開設機能利用規定、しみずダイレクトバンキングご利用規定、各種預金規定、振込規定、キャッシュカード規定、口座振替規定、ことら送金サービスご利用規定、清水みなとインターネット支店ご利用規定 等関係する各規定の定めにより取扱います。
- (2) 本規定と他の規定の定めが異なる場合は本規定が優先します。

第12条 規定等の変更

- (1) 本規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合は、民法第548条の4の規定に基づき変更するものとします。

- (2) 本規定の各条項およびその他の条件は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合は、当行ホームページへの掲載その他相当の方法で公表または通知することにより、変更できるものとします。
- (3) 前項の変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとし、この場合、公表の日から適用開始日までは、変更の内容に応じて相当の期間をおくものとします。

第 13 条 本アプリの権利帰属・利用範囲等

- (1) 本アプリの著作権その他の知的財産権（以下「著作権等」といいます。）は、当行または正当な権利を有する第三者に帰属します。
- (2) お客様は、個人で利用する目的のため、かつ本サービスの利用に限り、本アプリを利用することができます。本サービスに基づくお客様の権利および預金等の譲渡・質入れ等はありません。
- (3) 当行は、お客様による本アプリのプログラムおよび本アプリに付帯する情報の転載・複製・転送・改変・リバースエンジニアリングまたはこれらに類する行為を禁止します。

第 14 条 海外からのご利用

海外からの本サービスのご利用については、その国の法律・制度・通信事情・スマートフォン等の仕様・その他の事由により、本サービスの全部または一部のサービスをご利用できない場合がありますのでご遠慮ください。また、海外からの本サービスのご利用によって生じた損害について当行は責任を負いません。

第 15 条 準拠法・合意管轄

本サービスに基づく諸取引の契約準拠法は、日本法とします。本サービスに関して訴訟の必要が生じた場合には、当行本店の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上

2025年9月24日現在